

## 宇和島ケーブルテレビ株式会社 加入契約約款(鬼北町・松野町サービス区域)

宇和島ケーブルテレビ株式会社(以下「UCAT」という)と、UCATが行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に結ばれる契約は、以下の条項によるものとします。

### [UCATの行うサービス]

第1条 UCATは、サービス区域の加入者に次のサービスを提供します。

- ① テレビジョン放送およびFMラジオ放送の同時再送信サービスおよび基本利用料内のテレビジョン自主放送。
- ② 基本利用料内サービス以外の有料によるテレビジョン自主放送サービス(ペイチャンネル、ペイ・パー・ビューサービス)。
- ③ 上記サービスに付帯するサービス。

### [契約の単位]

第2条 加入契約は、1引込線ごとに行うものとします。ただし、1引込線により複数の世帯が加入する場合は、契約の単位は各世帯ごととします。

### [契約の成立]

第3条 加入契約は、加入者がこの契約約款を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記載のうえUCATに申込み、UCATがこれを受理した時に成立するものとします。

### [工事費および利用料]

第4条 加入者は、下記条件をもとに引込工事費、宅内工事費及び、利用料を支払うものとします。

- ① 加入者は、サービス開始の翌月から利用料を支払うものとします。
  - ② 各料金は、別表の通りとします。
  - ③ 利用料のUCATへの支払方法は、口座振替を原則とします。
  - ④ NHKのテレビ受信料については、UCATが設定した利用料の他に、NHKとの間に受信契約を結び、受信料を支払う必要があります。
2. 加入者が、加入者の都合により当月の支払期日までに利用料を支払わなかった場合は、請求に係る郵送費・事務手数料として別に定める延滞金を加算して当社に支払うものとする。
  3. 利用料は、社会および経済情勢の変化に伴い、改定することがあります。

### [ペイ・パー・ビューサービス]

第5条 ペイ・パー・ビューサービス(以下、「PPV」という。)を利用する場合は、所定の方法によりあらかじめUCATに申込みいただくとともに、料金表に定める「システム利用料」を負担いただきます。

2. 前項の「システム利用料」は、お客様がPPVの利用を希望する期間において、毎月継続的に負担いただきます。

### [端末機の貸与]

第6条 UCATは、加入者に端末機(以下[STB]という)を貸与し、その使用料は基本利用料に含むものとします。加入者は、設置時にSTBの保証金を支払うものとします。

2. 解約時には加入者は端末機を返還するものとし、加入者の故意、過失による端末機の故障、破損、紛失等の場合は、実費相当分をUCATに支払うものとします。

[施設の設置および費用の負担等]

第7条 UCATのサービスに必要な施設の設置工事は、UCATおよびその指定する業者が行います。

2. UCATは、本施設のうち放送センターから光ケーブル幹線に接続されるクロージャー内に設置される光カプラの分配出力端子（以下、「引込端子」という。）までの施設の設置に要する費用を負担するものとします。

3. 加入者は、引込端子からV-ONU(光信号を電気信号に変換する回線終端装置)までの引き込みに要する費用及び、V-ONUの出力端子以降のすべての施設の設置に要する費用を負担するものとします。

4. UCATは、放送センターからV-ONUまでの施設を所有し、管理します。

[設置場所の無償貸与]

第8条 UCATは、施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関し責任を負うものとします。

[UCATの保守責任および免責事項]

第9条 UCATは、UCAT施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は維持管理の必要上、サービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

2. UCATの保守責任範囲は、放送センターからV-ONUまでとし、その施設に故障等が生じた場合、修復に要する費用はUCATの負担とします。

3. UCATは、加入者からUCATの施設に異常がある旨の申出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、V-ONUの出力端子以降の施設および受信機等に起因する事項の場合は、加入者の責任とし、修復に要する費用は加入者負担とします。

4. 加入者は、加入後、故意または過失によりUCATの施設に故障を発生させた場合には、その修復に要する費用を負担するものとします。

5. 加入者は、UCATもしくはUCATの指定する業者が設備の調査、点検、修理等を行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を供与するものとします。

6. UCATは天災、事変その他UCATの責に帰することのできない事由によるサービスの提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

[設置場所の変更等]

第10条 加入者は、次の場合に限り受信設備の設置場所を変更できるものとします。その変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。

- ① 変更先が同一敷地内の場合。
- ② 変更先がUCATのサービス区域内で、かつ最寄りの引込端子に余裕がある場合。

[名義変更]

第11条 次の場合は、UCATの確認を得た上で加入者の名義を変更できるものとします。この場合、新加入者は別に定める名義変更料を添えてUCATに申し出るものとします。

- ① 相続の場合。
- ② 新加入者が加入契約に定める旧加入者の受信設備設置場所でUCATのサービスの提供を受けることにつき、旧加入者の権利義務を承継する場合。

[加入者の禁止事項]

第12条 加入者は、契約以外の施設機器を接続し、UCATの施設を利用した場合には、別に定める違約金を支払わねばならないものとします。

2. 加入者の違約設備については、改めて適切な設備工事を加入者負担で行い受信契約を行った後でなければ使用できないものとします。

[加入者の義務違反による停止]

第13条 加入者に利用料金の支払遅延等、本約款に違反する行為があった場合は、UCATは加入者へのサービスの提供を停止することができるものとします。

[加入契約の解約及び休止]

第14条 加入者が加入契約を解約及び休止する場合は、直ちにUCATにその旨を申し出るものとします。

2. 解約した場合、利用料を前納している場合には、前納割引を控除した上で、解約の月の翌月分以降の分について返却するものとします。

3. 休止したサービスを再開する場合は、別に定める再開手数料を支払うものとします。

[B-CASカード及びC-CASカードの取扱い]

第15条 BSデジタル放送、110度CS放送、地上デジタル放送用ICカード(以下、「B-CASカード」という。)に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」(KB0008B)(以下、「B-CASカード約款」という。)に定めるところによります。

2. デジタルケーブルテレビ放送受信用ICカード(以下、「C-CASカード」という。)は当社に帰属し、当社はSTB1台につき1枚加入者に貸与します。

3. 当社は自己の手配による以外、C-CASカードへのデータの追加、変更、改ざんを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害、利益損失については加入者が賠償するものとします。

4. 加入者が加入契約を解約する際には、直ちにB-CASカード及びC-CASカードを当社に返還するものとします。

[B-CASカード及びC-CASカードの再発行費用]

第16条 UCATは、お客様からのB-CASカード又はC-CASカードの再発行の申込みを受付します。なおその具体的な手続については次によります。

2. B-CASカードの再発行については、B-CASカード約款等に基づきUCATの指定する方法により、「B-CASカード再発行費」を添えてUCATに申し込んでいただきます。UCATは本件を受付後、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズへ再発行手続を行います。

3. C-CASカードの再発行については、UCATの指定する方法により、「C-CASカード再発行費」を添えてUCATに申し込んでいただきます。UCATは本件を受付後、同カードの再発行手続を行います。

[個人情報保護]

第17条 UCATは、保有するお客様の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下、「指針」という。）に基づくほか、UCATが指針に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言（以下、「宣言書」という。）及び、本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

[約款の変更]

第18条 この約款は、総務大臣に届出た上で変更することがあります。

[定めなき事項]

第19条 この約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、加入者とUCATが互いに誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附 則

- (1)この約款は、平成26年4月1日より施行します。
- (2)一括加入、業務用等については別途定めます。

[別 表]

1. 利用料(月額)

デジタルサービス(鬼北町・松野町サービス区域)

	項目	金額	備考
基本 利用 料	基本チャンネルコース	1,080円	STB1台の使用料を含みます
	基本チャンネル+BSコース	2,160円	
	デジタルサービス	3,240円	
	デジタル録画	4,320円	
	ブルーレイ録画	5,400円	
	トリプルチューナー録画	6,480円	
増 設 利 用 料	デジタル	1,620円	追加1台あたりの料金です
	デジタル録画	2,700円	
	ブルーレイ録画	3,780円	
	トリプルチューナー録画	4,860円	

## オプションチャンネル(STB毎、チャンネル毎、月額)

(消費税含む)

名称	料金	備考
WOWOW(3chセット)	2,484円	[プライム]、[ライブ]、[シネマ]の3チャンネルセット
スター・チャンネル(3chセット)	2,160円	[スター・チャンネル1]、[スター・チャンネル2]、[スター・チャンネル3]の3チャンネルセット
衛星劇場HD	1,944円	
SPEEDチャンネル	972円	
グリーンチャンネル(2chセット)	1,296円	2チャンネルセット
Mnet	1,620円	
V☆パラダイス	756円	
東映チャンネル	1,620円	
プレイボーイチャンネル	2,700円	
チャンネル・ルビー	2,700円	
チェリーボム	2,484円	
レインボーチャンネル	2,484円	
ミッドナイト・ブルー	2,484円	
パラダイステレビ	2,160円	
プラチナアダルトセット	3,240円	プレイボーイチャンネル、チャンネル・ルビー、チェリーボムの3チャンネルセット
ゴールデンアダルトセット	3,240円	レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー、パラダイステレビの3チャンネルセット

## 2. 保証金

項目	金額	備考
STB保証金	10,000円	

## 3. 工事費

項目	金額	備考
引込工事費	実費	
宅内工事費	実費	

## 4. 手数料

項目	金額	備考
再開手数料	3,240円	
B-CASカード再発行費	2,050円	
C-CASカード再発行費	2,160円	
延滞金	324円	1回の請求ごと

\*上記金額は消費税込みです。